

新「道の駅むらやま」(仮称) 建築設計業務における 公募型プロポーザル質問回答書

令和7年5月16日 更新

No.	質問項目	質問内容	回答	回答日
1	実施要項 15 ページ目 11. 提出書の提出先等 (2)提出方法	「郵送又は持参」とありますが、宅配業者の利用は可能ですか？簡易書留とする等の決まりがあれば教えてください。	午後4時に提出先必着となるようにご提出ください。持参又は郵送であり、それ以外の決まりはございません。	R7.5.16
2	実施要項 16 ページ目 14. 提供資料	現況平面図の DXF データをください。	提供資料につきましては、現況図 PDF をホームページよりダウンロードいたします。DXF、DWG データにつきましては、第一次審査通過者のみに提供させていただきます。	R7.5.16
3	様式2 参加表明者(設計事務所)の概要 注意事項	「会社概要を確認できるパンフレット等があれば併せて提出すること」とありますが、会社ホームページを印刷したもので可能ですか？	可能です。	R7.5.16
4	新「道の駅むらやま」整備基本計画 77 ページ目 78 ページ目	基本計画添付のゾーニングと、計画平面図(案)が異なりますが、基本計画添付の「モデルプラン」が最新ゾーニング計画図面という認識で合っていますか？	本プロポーザルの公告にあわせて添付した計画平面図(案)が最新図面となります。 計画平面図(案)は、整備基本計画(令和6年3月)の検討結果を踏まえ、建築基本設計に先行し実施した土木基本設計(令和7年3月)にて作成した図面に対して、建築設計プロポーザ	R7.5.16

			ルの公表資料用に与条件等を加筆したものです。	
5	新「道の駅むらやま」整備基本計画 77 ページ目 78 ページ目	建物内のゾーニングや、建物の配置や向きはどの程度「計画平面図」から変更した提案なら許容されますか？	今回のプロポーザル提案において、建物内のゾーニングや、建物の配置・向きについては、基本計画 75 ページ目（ゾーニング）、78 ページ目（モデルプラン）に記載の事項（建物と外構空間との関係性）に十分留意のうえ、自由に提案いただいても問題ございませんが、実際の設計段階では、運営事業者の意向も踏まえながらゾーニング等を改めて検討することになる点にご留意ください。 なお、JR 村山駅、市道駅西中央線側からの来訪者の動線、特記仕様書の設計と条件や設計業務の内容及び範囲等に十分留意のうえご提案ください。	R7.5.16
6	新「道の駅むらやま」整備基本計画 77 ページ目 78 ページ目	基本計画「モデルプラン」と計画平面図の「拡張用地」の大きさが異なっていますが、何㎡程度確保する必要がありますか？	拡張用地については、将来的な道の駅の機能強化等を想定したエリアになりますが、現時点で必要面積の設定はしておりません。	R7.5.16
7	新「道の駅むらやま」整備基本計画 77 ページ目 78 ページ目	基本計画「モデルプラン」にて緑地広場が3つに分かれています。3つの用途(イベント用, BBQ 用, 子供用)ごとに緑地は区画する必要がありますか？ 一体の緑地として計画提案しても良いのでしょうか？	今回のプロポーザル提案において、一体の緑地・広場として提案いただいても問題ございませんが、実際の設計段階では、運営事業者の意向も踏まえながら区画等を検討することになる点にご留意ください。	R7.5.16

			また、No.5にて回答した留意点等も参照した上で、提案をお願いします。	
8	新「道の駅むらやま」整備基本計画 77 ページ目 78 ページ目	基本計画「モデルプラン」敷地周囲の防風機能付き緑地とありますが、敷地南西側に配置されています。 基本計画 23 ページ目では、北寄りの風が多いと記載ありますが、北寄りの風ではなく、南西からの風を防ぐ必要があるという認識であっていますか？ また、同ページに年間平均風速 2.1~2.9m/s とありますが、東京都の年間平均風速と同程度です。 防風機能付きの緑地が必要な理由があれば教えてください。 また、樹種や高さ、樹木の配置密度等計画、参考がありましたら教えてください。	緑地帯の防風機能については、風の遮断ではなく、風の進入緩和を目的としており、駐車場内におけるドアパンチ等のトラブル防止による安全・快適な駐車場利用を図って設定したものです。 上記の考え方をもとに、北寄りの風を中心とした駐車場内に吹き込む風の緩和を目的に、駐車場外周部に植栽帯を設定しています。 なお、樹種や高さ、樹木の配置密度等の計画については現時点ではございません。	R7.5.16
9	新「道の駅むらやま」整備基本計画 77 ページ目 78 ページ目	基本計画「モデルプラン」にて、道の駅からマイクロバス・タクシー乗り場、車椅子用駐車場に伸びているグレーのシェルターと記載あるものは、屋根ですか？ 車いす用駐車場には屋根が必要という認識で合っていますか？	基本計画「モデルプラン」に記載のあるものは、通路シェルターを含めた屋根の設置を想定しています。 なお、国との一体型道の駅とすることを予定しているため、車いす用駐車場への屋根設置は必須となります。	R7.5.16
10	新「道の駅むらやま」整備基本計画	基本計画「モデルプラン」にて、マイクロバス乗り場記載ありますが、マイクロバスの	マイクロバス乗り場については、一般的にマイクロバスが停車可能な寸法とし	R7.5.16

	77 ページ目 78 ページ目	寸法を教えてください。	て、長さ 7.0m×幅 2.5m を確保しています。	
11	新「道の駅むらやま」整備基本計画 75 ページ目	計画平面図の設計と条件にて、「出入口(丸枠内)の位置は変更不可」とありますが、基本計画左記のページ①にメイン出入口は市道駅西中央 5 号線に設置(位置は提案による)とあります。どちらが正ですか？	本プロポーザルの公告にあわせて添付した計画平面図(案)が最新図面となります。 計画平面図(案)は、整備基本計画(令和 6 年 3 月)の検討結果を踏まえ、建築基本設計に先行し実施した土木基本設計(令和 7 年 3 月)にて作成した図面に対して、建築設計プロポーザルの公表資料用に与条件等を加筆したものです。	R7.5.16
12	実施要領 9 ページ目 7. 参加資格等 (1)参加資格要件	地域経済の活性化と賑わいの創出を目的として、地方公共団体が発注した公共建築物で、「工場・店舗・飲食店」の複合用途、延床面積 1,700 m ² の建築物は、同種業務実績に該当すると考えてよろしいでしょうか。	建築物の主たる用途が、第五号(1,300 m ² 以上)、第四号・第十二号(1,500 m ² 以上)に該当しない場合は、実績として認められません。 なお、同一施設内で、例えば飲食、物販店舗、サービス店舗などの第五号に類する各施設機能と、事務所など第四号に類する施設機能の合計値が 1,500 m ² 以上であれば類似実績として認めます。ただし、同種・類似として条件を満たしていると判断することが可能なように、当該箇所にハイライトで示すなど対応をお願いします。	R7.5.16

13	<p>実施要領 9 ページ目 7. 参加資格等 (1)参加資格要件</p>	<p>元請けからの下請け・業務委託として受託し履行した場合は実績となりますか。</p>	<p>元請けとして受託した業務に限ります。</p>	R7.5.16
14	<p>実施要領 10 ページ目 7. 参加資格等 (3)技術者資格 (4)参加表明の重複禁止</p>	<p>構造、設備、ランドスケープ等の協力事務所の重複参加は可能でしょうか。</p>	<p>実施要項に記載のとおり、参加する企業・協力事業者は、複数の参加表明に重複して関与することはできません。</p>	R7.5.16